

埼玉県新型コロナウイルス感染症患者等専用医療施設設備整備事業実施要綱

令和2年11月13日
保健医療部長 決裁

1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者等の専用医療施設を整備する医療機関（以下、「新型コロナウイルス感染症患者等専用医療施設設備整備医療機関」という。）において、入院及び外来患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、また、同感染症のまん延防止のために、時限的な措置として、医療機関が敷地内又は隣接地に仮設の専用医療施設を整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

新型コロナウイルス感染症患者等専用医療施設設備整備医療機関とする。

3 事業の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等専用医療施設設備整備医療機関の仮設施設及び設備整備を支援する。
- (2) 事業の実施主体においては、整備した医療資器材等を使用できる体制を整えること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的かつ時限的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースで整備すること。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイルス感染症患者等専用医療施設設備整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は令和2年11月13日から施行する。なお、令和2年4月1日から適用する。